

奈井江町広告宣伝活動支援事業実施要領

1. 事業の内容

新型コロナウイルス感染症により経営上の影響を受けながらも販路開拓等に向けた取り組みに要する費用を助成する。

2. 助成対象者

本事業の助成対象者は、町内に事業所を持つ法人または個人事業主であり、3カ月以上継続して町内で事業を行っている者であること。

3. 助成対象事業

助成対象となる事業は、次の（１）に掲げる要件を満たす事業であることとします。

（１）地道な販路開拓等のための取組であること。

<取組事例>

*本取組の助成対象経費の詳細は、「4. 助成対象経費」をご覧ください。

【感染拡大防止措置の取組事例イメージ】

- ウェブサイト作成や更新、チラシ・DM・カタログの外注や発送、新聞・雑誌・インターネット広告、看板作成・設置、試供品、販促品
- 新製品・商品の試作開発用の原材料の購入、新たな包装パッケージに係るデザインの外注、業務システム開発の外注
- 新たなサービス提供のための製造・試作機械（特殊印刷プリンター、3Dプリンター含む）、販路開拓等のための特定業務用ソフトウェア（精度の高い図面提案のための設計用3次元CADソフト、販促活動実施に役立つ顧客管理ソフト等）、管理業務効率化のためのソフトウェア

4. 助成対象経費

(1) 助成対象となる経費は、次の①～③の条件をすべて満たすものとなります。

- ① 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- ② 2022年11月10日以降に発生し対象期間中に支払が完了した経費
- ③ 証拠資料等によって支払金額が確認できる経費
- ④ 前年度と同様の事業内容に係る経費については対象外とする

(2) 助成対象となる経費について

助成対象となる経費は、助成事業期間中に、「販路開拓等の取組」を実施したことに要する費用の支出に限られます。助成事業期間中に発注や引き渡し、支払等があっても、実際の事業取組が助成対象期間外であれば、当該経費は助成対象にできません。助成事業実施期間中に実際に使用し、助成事業計画に記載した取組をしたという実績報告が必要となります。

(3) 助成対象となる経費は次に掲げる経費であり、これ以外の経費は本事業の助成対象外となります。

経費内容
①広報費、②開発費、③機械装置等費

【各費目の説明】

①広報費

パンフレット・ポスター・チラシ等を作成するため、および広報媒体等を活用するために支払われる経費

・商品・サービスの広報、会社のPRや営業活動に活用される広報費が、助成対象となります。

【対象となる経費例】

ウェブサイト作成や更新、チラシ・DM・カタログの外注や発送、新聞・雑誌・インターネット広告、看板作成・設置、試供品、販促品

【対象とならない経費例】

求人広告（単なる会社の営業活動に活用されるものとして対象外）、文房具等の事務用品等の消耗品代（販促品・チラシ・DMを自社で内製する等の場合でも、ペン類、クリアファイル、用紙代・インク代・封筒等の購入は対象外です。）売上高や販売数量等に応じて課金される経費、ウェブサイトのSEO対策等で効果や作業内容が不明確なもの

②開発費

新商品の試作品や包装パッケージの試作開発にともなう原材料、設計、デザイン、製造、改良、加工するために支払われる経費

・購入する原材料等の数量はサンプルとして使用する必要最小限にとどめ、助成事業完了時には使い切ることを原則とします。助成事業完了時点での未使用残存品に相当する価格は、助成対

象となりません。

- ・ 原材料費を助成対象経費として計上する場合は、受払簿（任意様式）を作成し、その受け払いを明確にしておく必要があります。
- ・ 販売を目的とした製品、商品等の生産・調達に係る経費は助成対象外となります。（試作品の生産に必要な経費は対象となります。）
- ・ 汎用性があり目的外使用になり得るものの購入費は助成対象外となります。

【対象となる経費例】

新製品・商品の試作開発用の原材料の購入、新たな包装パッケージに係るデザインの外注、業務システム開発の外注

【対象とならない経費例】

文房具等の事務用品等の消耗品代、（開発・試作ではなく）実際に販売する商品を生産するための原材料の購入、試作開発用目的で購入したが使い切らなかった材料分、デザインの改良等をしていない既存の包装パッケージの印刷・購入

③機械装置等費

事業の遂行に必要な機械装置等の購入に要する経費

- ・ 本事業を実施するにあたって必要な機械装置等の購入に要する経費が助成対象となります。通常の生産活動のための設備投資の費用、単なる取替え更新の機械装置等の購入は助成対象となりません。
- ・ 汎用性があり目的外使用になり得るもの（例：パソコン・タブレットPCおよび周辺機器（ハードディスク・LAN・Wi-Fi・サーバー等）、自転車等）の購入費用は助成対象外となります。
- ・ 契約期間が助成事業期間を越えるソフトウェア使用権を購入する場合は、按分等の方式により算出された助成事業期間分のみとなります。

【対象となる経費例】

新たなサービス提供のための製造・試作機械（特殊印刷プリンター、3Dプリンター含む）、販路開拓等のための特定業務用ソフトウェア（精度の高い図面提案のための設計用3次元CADソフト、販促活動実施に役立つ顧客管理ソフト等）、管理業務効率化のためのソフトウェア

【対象とならない経費例】

自動車等車両（「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」の「機械及び装置」区分に該当するものを除く）、自転車・文房具等の事務用品等の消耗品代・パソコン・事務用プリンター・複合機・タブレット端末・ウェアラブル端末・電話機・家庭および一般事務用ソフトウェア（これらの支出は全て汎用性が高いものとして対象外となります。）、（目的・用途に関わらず）既に導入しているソフトウェアの更新料、（ある機械装置等を商品として販売・賃貸する助成事業者が行う）当該機械装置等の購入・仕入れ（デモ品・見本品とする場合

でも不可)、単なる取替え更新であって新たな販路開拓につながらない機械装置等、古い機械装置等の撤去・廃棄費用（設備処分費に該当するものを除く）、船舶、動物

（7）①から③掲げる各費目に係る経費以外は、助成対象外となります。また、上記①から③に掲げる経費においても、下記に該当する経費は対象となりません。

- 1)助成事業の目的に合致しないもの
- 2)必要な経理書類を用意できないもの
- 3)交付決定前に発注・契約、購入、支払い（前払い含む）等を実施したもの
*見積の取得は交付決定前でも構いません。
- 4)自社内部の取引によるもの（助成事業者が助成事業者以外から調達したもののうち、①から③に掲げる経費のみ助成対象とする。）
- 5)販売や有償レンタルを目的とした製品、商品等の生産・調達に係る経費
- 6)オークションによる購入（インターネットオークションを含みます）
- 7)駐車場代や事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費
- 8)電話代、インターネット利用料金等の通信費
- 9)名刺や文房具、その他事務用品等の消耗品代（例えば、名刺のほか、ペン類、インクカートリッジ、用紙、はさみ、テープ類、クリアファイル、無地封筒、OPP・CPP袋、CD・DVD、USBメモリ・SDカード、電池、段ボール、梱包材の購入などが助成対象外。）
- 10)雑誌購読料、新聞代、団体等の会費
- 11)茶菓、飲食、奢侈、娯楽、接待の費用
- 12)不動産の購入・取得費、修理費、車検費用
- 13)税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用および訴訟等のための弁護士費用
- 14)金融機関などへの振込手数料、代引手数料、インターネットバンキング利用料、インターネットショッピング決済手数料等
- 15)公租公課（消費税・地方消費税は、（消費税等を補助対象経費に含めて補助金交付申請額を申請し、その内容で交付決定を受けた「免税事業者・簡易課税事業者の単独申請者」を除き、）補助対象外とする。）
- 16)各種保証・保険料
- 17)借入金などの支払利息および遅延損害金
- 18)免許・特許等の取得・登録費
- 19)講習会・勉強会・セミナー研修等参加費や受講費等
- 20)商品券・金券の購入、仮想通貨・クーポン・（クレジットカード会社等から付与された）ポイント・金券・商品券（プレミアム付き商品券を含む）での支払い、自社振出・他社振出にかかわらず小切手・手形での支払い、相殺による決済
- 21)役員報酬、直接人件費
- 22)各種キャンセルに係る取引手数料等
- 23)補助金応募書類・実績報告書等の作成・送付・手続きに係る費用
- 24)上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費